

原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書

- 1 1 審判決を尊重し、1 審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。
熊本地裁判決（8 月 3 日判決）について控訴しない。
このような状況変化を踏まえ、1 審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。
- 2 係争中の原告については1 審判決を待つ。
- 3 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。
- 4 厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。
- 5 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。

以上、確認する。

平成21年8月6日

日本原水爆被害者団体協議会

代 表 委 員

事 務 局 長

内 閣 総 理 大 臣
自 由 民 主 党 総 裁

坪 井 直
田 中 熙 巳
麻 生 太郎